

第2回 基本政策推進専門調査会・研究資金WG  
議事要旨

1. 日時:平成19年1月23日(火)11:00～12:30

2. 場所:中央合同庁舎第4号館 第4特別会議室

3. 出席者:(敬称略)

薬師寺泰蔵 総合科学技術会議議員

本庶 佑 (座長) 同

奥村 直樹 同

郷 通子 同

(専門委員)

荒川 泰彦 東京大学先端科学技術研究センター教授

手柴 貞夫 協和発酵工業(株)技術顧問

大隅 典子 東北大学大学院医学系研究科教授

(外部専門家(招聘者))

國谷 実 科学技術政策研究所長

清水 雅彦 慶應義塾大学経済学部教授

中村 栄一 東京大学大学院理学系研究科教授

4. 議事概要

(1)文部科学省「研究費の不正対策検討会」報告

(2)ヒアリングの実施について

事務局 「研究資金WG(第2回)」を開催させていただきます。本庶座長は、10～15分程度遅れるということですので、到着するまでの間、代わりに事務局が進行させていただきます。

(研究資金WGメンバーの紹介と配付資料の確認)

それでは、議事に移ります。議題の「(1)競争的資金等の制度改革の推進等について」です。昨年12月末に、文部科学省の研究費の不正対策検討会が報告書をまとめられています。現在、その一部はパブリック・コメント中と承知しておりますが、研究費の不正使用の現状や、それが起きる背景、研究機関や文部科学省が取るべき対策、今後の公的研究資金制度の在り方などについて、詳細で具体的な提言をまとめておられ、本ワーキングの検討に際して大いに参考になる情報と考えます。本日は文部科学省の吉川科学技術・学術総括官及び有松調査調整課長にお越しいただきましたので、まずは文科省から報告書の内容を御説明いただきます。

吉川科学技術・学術総括官 (不正対策検討会報告書の説明)

事務局 ありがとうございます。文科省に対して、いろいろ質問とか御意見とかがあるかと思えますけれども、今回から御出席の大隅先生が、この後、大学の方にすぐ戻られなければならないということですので、このワーキングに対する思いとか御意見とかを御発言いただければと思います。

大隅委員 本日、まだ授業がございまして、戻らなければいけないので、申し訳ございません。このワーキングにおいて、私が考えておりますことは、やはり合理的な研究資金の使い方ができるように考えたいということが一番思っております。個々の細かいことを言いますと、いろいろありますけれども、例えば外国からわざわざ著名な方をお呼びしているときに、国内の旅費をある研究機関が持つ。ま

たは別のところをビジットするときは、その間を持つというようなことは、諸外国におきましては一般的に行われているにもかかわらず、日本では非常にやりにくいとか、そういったところがあります。私は、現場に近いところで、研究活動を行っておりますので、そういったところの意見を反映できるように努力したいと思います。

事務局 それでは、先ほどの文部科学省の御説明に対して御質問とか御意見とかがございましたら御自由に、お願いいたします。

中村委員 今、お聞きした文部科学省の不正対策検討会の報告書、現状をよく分析されて、非常にすばらしいものができたと思っております。ここにあることがすべて実現されれば、悪意に満ちた不正というものを除けば、制度上、偶然起きてしまったような不正というものは完全に除かれると信じます。実際問題として、そもそも、こういう不正防止というのは、基本的には税金を最大限有効に使うために、行っているというようなニュアンスがどこかに強く出た方がいいと思っております。というのは、現場では最近、特に不正が問題になってから大学の事務が非常に防御的になっていて、税金を最大限使うというよりも、また規制のための規制を施すというようなことに、少し逆行しているのではないかと思っております。科研費自身が局長通達がなくなっています。全般に会計検査向けの事務になっているような気がします。使えるはずのところに使えないように規制されていくために、逆に正しくないことをやる、という以前のような状態に逆戻りする危惧も抱いています。例えば、今年度から繰越明許が大幅に、条件がいろいろと明示されてできるようになったわけですが、現場の大学では恐らく、今年1月になるまで、繰越明許は研究者には知らされていなかったのではないかと思います。これは一番研究者に近いところの事務が、繰り越し手続きが面倒だな、と思っているのかなと思います。文部科学省の思いが下まで伝わっていないように思います。第1回のワーキングのときに申し上げましたけれども、ここに書いてあるすばらしいものを、「税金を最大限有効利用するという立場で現場の事務と研究者がよく議論をして、研究の目的を最大限達成する」という形で実現して欲しいものです。現場の実態に合わせて、この不正防止の手続きをやっていただくことを、是非何らかの形で徹底していただければと思っております。

吉川科学技術・学術総括官 具体的に御指摘いただきましたように、科研費について、担当課も大きな大学等に関しては声をかけて取組みを促しているというふうに聞いております。また、例えばある大学におかれては非常に懇切な、繰越のための手続書類の書き方の例をたくさんおつくりになったり、あるいは最終的には、もし繰越が認められなかった場合には、当局がその金を保証するというようなところまで、だめを押して、この制度の活用非常に熱心に取り組まれています。そのノウハウ、あるいはそのやり方等に関しては、他の大学にも伝達をしていただいているところです。確かに立ち上がりがかかり遅くなった、あるいは事務の方の意識改革というのが遅れている面があるという点は、御指摘のような問題があると思えますけれども、我々文科省としては、全力を尽くして、この利用の呼びかけといひましようか、情報の徹底といったことに取り組んでいる最中でありまして。また、事務職員については、不正対策検討会の中でも実は指摘がありました。事務職員経験のある方も委員の中に入っておりますけれども、具体的には、例えば資料4-2の14ページの上の方ですけれども「実施上の留意事項」の「事務職員は、研究を行う上で必要な事柄については、ルールに照らし実現可能であるか柔軟に検討するとともに、検討結果につきできるだけ早く研究者に適切な説明を行うことが求められる」。柔軟に検討して、できるだけやろうという視点で取り組んでほしいということがにじんでおります。ここに書いたからといって、すぐできるかどうかという問題はあるかと思えますけれども、不正対策検討会の報告書では、やはり研究者だけの問題ではなく、事務職員の方がサポート役として、

重要な役割を持っているのだという観点から、研究者・事務職員と並べて意識改革についてもいろいろ書いています。例えば行動規範についても研究者と事務職員の行動規範を策定すると書いておりますので、これらの取組みも、我々、今後フォローしていく際には十分留意していきたい。こんな考えでございます。

事務局 本席先生がお越しになりましたので、以後の進行をお願いいたします。

本席座長 大変遅れまして、申し訳ございません。それでは、引き続き議事を進めていきたいと思っております。何かほかに、委員の先生方から御意見・御質問等ございますか。

荒川委員 大変、この報告書はよくできていると思います。それは中村先生がおっしゃられたとおりであると思います。特段ここに付け加えることはないわけですが、私が特にお願いしたいのはルールの統一化というところです。これが大変重要なポイントになってくるのではないかと思います。現状ですと、科学研究費と振興調整費とでは随分、執行の状況が違いますし、やり方も違います。それから、終わった後の検査の仕方も随分異なります。このようなルールが統一されていないことによりまして、先ほどの事務の問題も出てくるわけでありまして、事務方としてもいろいろな混乱が生じているのではないかと思います。そういう意味で、多様な競争的資金の、特に大学における執行のルールを統一していただきたいと思っております。

本席座長 これは大学間の問題、それから、省庁間の問題ということになりますので、まさに、このワーキンググループでそういうところもきちっとしていきたいと思っております。今回は文科省の方針ということですから、一つのモデルケースになるのではないかと思います。それで、各省庁に対して、今後、ヒアリング等々を通じて、こういう具体例を示しながらお願いしていくということになるかと思っておりますので、引き続き、その点、先生からも、ほかの省庁との会合等々でコメントをいただきたいと思っております。この報告書と申しますか、文科省からのまとめの中で、私は一番重要な点は、機関がこういう問題についてちゃんとするというところをお示しになっているということだと思っております。逆に言いますと、機関としては、人もきちっと確保しなければいかぬ。それから、いろんな学内の広報等々をやっていかなければいかぬ。やはりそういうことに関して、どういう手当てをしていくかということが重要だと思っております。この点は、私は間接経費というものがそもそもこういうことに使われるべき性格のものではないかと思っておりますが、この点、委員の先生方、それから、文科省等々の御意見も含めまして、そもそも間接経費というのは、総合科学技術会議から提案したときに、そういうふうな趣旨が入っているはずなのであります。

吉川科学技術・学術総括官 先ほど御説明しました資料4-2の報告書の中では、29 ページのところ「(1)間接経費の大幅拡充」というのが出てまいります。それから、30 ページの上の方に、5 行目ぐらいからのパラでありますけれども、第2部のガイドラインに沿って、さまざま、体制を強化するに当たっては、全体として、勿論、事務管理体制の見直しを図る必要がある一方、間接経費を大幅に拡充し、すべてのものについて30%を早期に実現して、こういったものを原資にして体制の充実を図る。こういうことが述べられているところでございます。

本席座長 どうですか、事務局。文言をお願いします。

事務局 間接経費の使途につきましては、競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ、平成13年4月にまとめたものがございまして、この共通指針にのっとり使われることになっております

けれども「間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する」というふうに表現をしております。

本庶座長 つまり、前の方の項目ですね。研究費を獲得した研究者の環境整備ということは、私は2つ意味があると思うのです。1つは、その研究者の研究活動が円滑に行われること。それから、逆に、そういう研究者が問題を起こさないように、ちゃんと機関としてそういう環境を整える。ウォッチし、また、サポートする。これは必要だと思うので、この点、やはりもう少し研究機関に間接経費が、どちらかというと後者、機関全体の整備という方向に重点が置かれていはいないかということ、このワーキンググループでも、できればきちっと提案をして、間接経費というものの趣旨の中で、こういう点に関しては機関としては十分な手当てをする責任があるということを述べる必要があるのではないかと思います。この辺につきましてもいかがでしょうか。

中村委員 間接経費は、現場で大学の執行を見ていると、まだルールというか、使い方の概念が余りきっちりしていないと感じます。これは、こういうところから指令を具体的に出すべきものかどうかはよくわかりませんが、やはり間接経費の精神はもう一回徹底して、趣旨に書かれたような方向で使うべきであるというメッセージを発する必要があると思います。今の時点では、比較的、アドホックに使われているようです。

本庶座長 今回の時点では、研究機関としては運営費交付金が減らされる中で、何とかプラスの資金獲得ということが第一義的にあるような気がするのです。

中村委員 もう一つ申しますと、来年度から、科研費の基盤研究はCまで全部間接経費が付くことになりました。既に今年、Bが付いた時点で、新しくもらうようになった機関が大幅に増えたと思うのですけれども、来年になると更に増えます。全国の研究機関・大学で間接経費を使うようになりますので、注意喚起が必要な時期かもしれません。

郷議員 確かに、今までは割に高額な研究費に付いていた間接経費をそれぞれの大学でどういふふうにお使いになっていたか、かなりルールなしだったのではないかと推測いたします。基盤Cまで付くようになりますと、額は小さいですけれども、研究者の多くの方の間接経費の使い方についての関心度は強くなると思います。また、科研費を取ってくださった方には、インセンティブでお返しするというようなことも大学によってはやっております。先ほどからのお話にあるような、共通のいろいろな不正防止もそうですし、光熱費だとかに使わせていただくということで大体は了解は取れつつあると思いますが、この際、額よりもむしろ非常に普遍的に間接経費が付くという状況を踏まえて、一度、精神をはっきりしていただいた方がいいと思います。しかし、余り細かいことを縛られると、今度は大学によって状況が違いますので、そのところは、ある程度は大学・機関の使用の仕方というのに裁量が入るような形にさせていただく方が、よろしいと思います。私が見ておりますと、先生方は自分が取ってきたのだから間接経費は全部自分が使いたいとおっしゃる傾向がありますから、その辺りは大学全体の運営の問題も少し頭に置いていただきながらの確認といいたいまいしょうか、精神をはっきりさせていただくのがいいかと思っております。

清水委員 私、第1回目を休みましたので、この間の御議論の内容を踏まえずに申し上げるかもしれません。本日のお話の中で、間接経費の問題が最後に出てまいりましたが、これは国立大学法人と学校法人、私学とでは相当認識が違うと思うのです。一番典型的な例は、私学における間接経費の認識は、ある研究者が指定寄附、研究目的で受けた外部資金に対して、組織では活動が

行われるときに、研究者自らが使う直接的な費用以外に間接的な費用がかかっているのではないが、例えば人事、経理、その他の費用が一般的にかかっている。これは私学の場合には、その種の指定寄附を受けて、それを研究活動に使う場合の経理、帳簿管理は大学全体の組織的な経理が担当しておりますから、それに追加的な費用が発生しているはずだ。それが間接経費なんだということの一つの典型例だという認識でもって、間接経費の定義を、指定寄附を受けて研究活動を行う研究者に対して説明をしてきたわけです。そのような間接経費の定義・概念は、ここで言う公的資金と指定寄附とはそもそも性格が違うのかどうか。この議論は必要ではありませんけれども、研究活動の経費ですから、見かけ上は同じなのです。そこの認識のギャップが、あるいは概念の違いがないように、是非していただきたい。そうだとしますと、私学における間接経費なるものがどういう内容として、研究者はもとより、組織管理において認識されているのか。その辺を少し詰めて検討していただければと思います。

本庶座長 この問題は、やはり一度きちんと議論をしてヒアリングもしながら、ある程度の統一見解を、郷先生がおっしゃるように余り細かいことを決めるということではなくて、考え方はやはりこういうことなのである。間接経費で機関として面倒を見てもらう事柄としては、こういったことが含まれるといったようなガイドラインは、できればワーキンググループの報告書の中に盛り込みたいとは思っております。

清水委員 もう一点だけ付け加えさせていただきますと、先ほどの御説明の中で、不正防止のための管理・監査体制の在り方のところで、これを強化すべきだ。そもそも、この種不正防止のための監査とか、管理はそれぞれの学校法人でも予定されていなかったのです。これが新たに、このような体制の強化が外部資金に対して義務付けられますと、その分、間接経費は本来ふくらんでもおかしくないのではないかという学校法人一般の認識があるように私は思います。これも、間接経費なるものをどうとらえるかによるかと思うのですが、この点だけ付け加えておきたいと思います。

本庶座長 ただいまの御意見は、機関の責任がこれまで予想されていた範囲に更に余分な業務が加わったのかどうかという認識になると思いますが、今日はそこまでは議論は踏み込めないと思います。

荒川委員 この間接経費につきましては、今までの御議論がありましたように、大学全体へのサポートから、個々の研究者へのサポートまで、大変幅広いスペクトラムをもつのが本来の姿だと思いますが、一方大まかなガイドラインというのが当然あるべきかと存じます。例えば東京大学の例で申し上げますと、本部が半分の30%のうち15%くらい取っております。それで部局に残りの15%行きまして、さらにそのうちの半分が研究者の活動に使われるようなものになっています。結果として、光熱水費とか、それから、私どもは内部で場所代も取っておりますので、そういうものが間接経費の中から払われるようになっていきます。先ほどのようなスペクトラムの広い用途の中で、適切な各用途への配分割合をガイドラインとして示していくのが、この会議の役割かという気がいたします。

本庶座長 そういう経費、つまり仕事だけ押し付けて手当がないということで、なかなか徹底していかないということなので、その点も考えていかなければいけないかもしれません。

薬師寺議員 学校法人の話が清水先生からありましたが、国立大学法人の統計を見ますと、研究経費として計上されている中に光熱費及び一般管理に関するものが入っていて、純粋に研究費としての計上がないわけです。ですから、非常に特化した大学の場合にはファカルティメンバーの

数が少ないので、その数で割ると、個人の研究費として非常に大きな数字になるわけです。一方ではそういうような統計的な問題があって、それから、我々は第3期基本計画の中で30%の間接経費を出すということを強く言ったがゆえに、非常に30%の間接経費が出てきている。ですから、そういう外部資金として研究費が入ってきた場合の間接経費の問題と、今までの統計の研究経費として計上されている問題も国立大学法人の中ではきちんと仕分けをしないと、繰越明許の話も、我々は文部科学省に対して広報を、きちんとやれというべきです。できることは法律上、全部、財務省もOKが取れているわけです。ですから、そういう制度的な問題が、研究費の問題に関してあるから、そのところを是非、このワーキンググループで御議論していただきたいと思います。

清水委員 今の薬師寺先生のお話に関連するんですけれども、学校法人の場合には、研究活動に伴って、使っている施設が減価した場合、減価償却を計上いたしますので、それが本質的な間接経費なのです。光熱費は、直接的な研究活動の費用ではないかという認識で、ストックの目減りに対して、フローとしての電気・ガスの場合は直接的な経費だという認識があります。これはあくまでも経理上の問題ではありますが、事実上、間接経費の認識を支えている大きな概念でございます。

本庶座長 そのところは、光熱費を研究費の直接経費から取るべきか、間接経費から取るべきか、ということまで立ち入ってここで議論する必要は、私はないと思います。そうではなくて、間接経費等の経費を使って、学校法人、あるいは機関が何をなすべきか。最低限それをやってください。既に間接経費で、ある程度、この分は含まれていますというガイドラインは出せるのではないか。それを中でどう割り振られるか。そこまでやりますとかなり細かい話になりますので、機関としての責任ということだけ明確にする。

丸山統括官 第2期基本計画で間接経費導入に関わっていたときの経緯をお話します。当時、外から研究費をもらうと、研究機関が赤字になる。つまり、電気代は余分にかかる。そこを何とかしてくれという話があって、要するに国が競争的な研究環境をつくって、どんどん外から研究費を取りなさいと言うのだけれども、取れば取るほど、研究機関に負担がかかる。それを何とかしなければいけないというので、数字がいいかどうかという議論を抜きにして、とりあえず3割というものを間接経費として認めようと思ったわけです。そのときに、やはり会計検査院にも、そういう白地の積み上がらないお金を研究機関にあげるというのは前例がないし、よくないのではないかという議論も随分あったのですけれども、そうは言っても、これは決め事だから決めてやるしかないというので3割を入れました。したがって、個別ケースで3割だと、まだ間接経費が足りないとか、あるいは3割だと余るとか、こういう議論をし出すと、今おっしゃったように、それでは、それは研究にかかる経費を全部積み上げて、言わば直接経費として計上したらいいのではないかという議論にまた逆戻りしかねませんので、余りマイクロな管理をするというのは、必ずしもよくないのではないかと思います。先ほど大学が外から金を持ってくるとプラスの仕事になるのだという御指摘がありましたけれども、やはり外部から資金を持ってくるためには、それなりの会計処理の体制を整えるというのは、法人である以上、言わば当然のことであって、今回、いろいろ大学で不祥事がありました、ああいうこと自体をそもそもやっていなかったというのが多分問題であって、その分を追加でお金をよこせというのは、なかなか国民の納得は得られないのではないかと思います。

本庶座長 この議論は、今日結論は出ることはありませんが、重要な一つの不正防止の対策と、それに関わる費用の問題等々に関して必ず議論しなければいけないと思いますので、今日は時

間が限られてきましたので、今後のヒアリングの実施、それに関する検討事項等について事務局から簡単に説明していただいて、少し議論を続けたいと思います。

事務局（検討事項の修正及びヒアリング日程と対象機関についての説明、並びに『競争的研究資金制度改革について』（平成15年4月）の主な進捗状況と課題の説明）

本庶座長 今後、こういう形でヒアリングをやっていこうと思いますが、ヒアリングに何となく来ていただいているということでは意味がないので、いろんな具体的な質問事項を向こうに投げかけるということで進めていただいております。

事務局 今、大学と独法にお送りしてございますのは、座長からございましたように、研究費の使用に関するいろいろな問題点について質問項目をつくって、そういったことをベースにお答えいただきたいというお話をしてございます。あと、法人化の影響、競争的資金の獲得のインセンティブ、研究費制度の在り方に対する国、配分機関に対するさまざまな要望、間接経費の使途の問題などを中心にお尋ねしてございまして、そのほか、本ワーキングの検討事項、今、配分とか評価というお話でございましたけれども、こういったことも含めて、研究者として不満に思っていること、国とかにしてほしいこと、生の声をお聞かせいただきたいとお願いしてございます。

本庶座長 そういうことですが、今のこの予定に関して何か御質問とか、あるいはこうした方がいいということはいかがでしょうか。

國谷委員 ヒアリングの項目については、前回も十分、御議論いただいたので、これで間違いのないところだろうと思いますが、この競争的資金の制度設計に関しましては、多分、ある振り分けができるのではないかと考えております。行政機関などで検討する際は、多分、アメリカで言えばNSF型と、典型的に言われるDARPA型の2つを念頭において検討されているものと思います。NSF型の研究資金の運営については、大体、今、科研費で行われている運営に近くピアレビューとか色々な制度がこれにほぼ準じて取り入れられていると思います。一方DARPA型はそれぞれいいところを入れているつもりではいても、今、日本では完全にDARPA型にはなっていないのではないかと考えています。DARPA型と申しますのは、当然、軍事研究ですから、日本に該当するものはありませんけれども、マネジメントについてはやはりかなり注目しないといけない、いい点がたくさんあると考えております。そういう観点で見ても、例えば各論の部分になっていますけれども「II. 研究費の配分方法に関する事項」の中で「d. PD・POの育成・確保」というのが今回新しく入りましたけれども、NSF型とDARPA型では、このPD・POの役割というのは大分違って来るような気がいたします。また「III. 評価方法に関する事項」のところでも「d. イノベーションにつながる各制度（プログラム）間のシームレスな連携」なども、NSF型のつながり方と、DARPA型のつながり方で見ると、DARPA型はそういうミッションが相当重くなっていると思います。前者の例で具体的に言うと、例えばPD・POも、DARPA型ですと、単なるピアレビューではなくて、技術目標みたいなところは行政とか民間とかから十分ヒアリングをやって、ややトップダウン的に決まっていますが、そのために必要な、基礎的な研究については研究者からいろいろな御意見を集めてボトムアップしていくとか、多分、そこら辺はNSF型と違うところが多々あると思います。ヒアリングするに当たっては、いろいろな制度が、分類として言えば2種類に分かれるということも十分御留意いただいてヒアリングを進めていただければありがたいと思います。

本庶座長 それは、我が国でも主に配分機関によってかなり性格が違ってあって、JSPSと、NE

DOとか、いろんなところでもかなり性格が違いますね

國谷委員 そうでございます。

本庶座長 そういうことで、具体的には出てくるのではないかと考えております。

中村委員 競争的資金の信頼度は、勿論、審査にあるわけです。審査の信頼度は、実は、例えば利益相反の原則が正しく守られているかどうかというようなことに掛かっています。つまり、身内で審査していたらよい審査にはなりませんから。今、これを拝見していると、その問題が余りはっきり書かれていないのですけれども、競争的資金の審査において、利益相反の原則がどの程度守られているかというようなことは、是非、配分機関には述べていただいた方がいいのではないかと思います。科学研究費補助金などでも、何か一部のところに優遇されているというような意見がときどき出ますけれども、結果として優遇されているとしても、もし利益相反が完全に守られていて、その上の審査で、そこに集まるならば、それはそれで信頼は保たれると思います。利益相反の原則が守られていない中で、一定のところは優遇されたら、勿論、これは競争的資金配分の信頼を損なうものですから、この点を是非、聞いていただきたいと思います。

中村委員 PD・PO、審査員、すべてが利益相反に関わっていると思いますので、選ばれる人との関係を述べていただければいいと思います。

本庶座長 それでは、利益相反の原則というふうな項目を1つ付け加えて、重要なファクターに取り上げさせていただきますでしょうか。

手柴委員 先ほど御説明いただいたように、平成15年4月の提言の中で、現状がどうあるかというのを非常によくまとめていただきましたので、改めてもう一度、ゆっくり見させていただきたいと思います。この提言の中で、ある一つのポイントだったと私は読みましたのは、幾つかのいろんな改革の中で、法人化に伴う大学改革と連携していかなければいけない、協調といいますか、シンクロナイズしなければいけないというようなことが、その中に非常に印象的にあるのです。特に、ヒアリングですので、私自身は、せっかく法人化されて、それとともに、この資金制度がどう変わってきたのか。あるいは法人化されて、初めてどういうことが起きたのか。その辺がヒアリングをするとき、特に国公立の大学に関しては一つのポイントかなという感じがしています。

清水委員 今の、実は大学だけではなくて、国研の問題もあると思うんです。つまり、そういうところにおいては研究所のミッションというものがあります。研究所固有の研究費と、外から取る研究費の関係はどうなっているのかとかということがかなり気になるころではあります。研究所のミッションのほかに、外から研究費を取るのか。研究所のミッションを行うために、外からお金を取っているのか。研究機関によって性格が多分違うと思うのです。ですから、自分の研究所のミッションを行うために競争的研究資金を取るといようなスタイルとかがもしあったとすると、大学は基本的には研究のミッションはないのです。ですから、研究をするために外から取るというのと性格が明らかに違うので、その辺りを少し何かの形で書いていただければと思います。

本庶座長 それは、かなり大きな問題でして、つまり研究費だけの問題ではなくて、そもそも、こういう独立行政法人の設置目的といいますか、大学とどう違うのか。ミッション、それから、その性格づけと関連して、やはり競争的資金をどう位置づけるかということになってくるのではないかと思います。例えば、ドイツのマックス・プランク研究所等は外部資金をもらわない。つまり、マックス・プランクのシ



ステムの中で十分な研究費を出している。そこでやってもらうというスタイルもあるわけですし、日本でも、ほぼ実質的にそうなっているようなところもあるし、いろいろあると思うんですけども、これはすべてをこのワーキンググループで議論できるかどうか、時間的なことも含めまして、私は難しいのではないかと。どうしても、そこに触れざるを得ないようなところは議論したらいいと思うのですが、そこを中心に持っていくと、議論が非常に広がって行って、なかなか難しいかなという気もいたします。もう一つ、研究費のところでは、エフォート管理というのがあります。今、競争的資金の場合にはエフォートを記入させる。これは、1つは一部に過大な資金が集中するという問題。それから、逆に1人の研究者がそんなにたくさんの課題をこなせるのかといったいろんな批判があって、エフォートを書くようになってきたのはやはり第2期からですね。

事務局 この制度改革のところからしか書いていないと思います。

本庶座長 それで、実際には書いてあるのですが、中身が必ずしもきちんとしていないといえますが、エフォートの割り振り方が人によって非常に解釈が違っている。また、大学によっても違っているかもしれない。そして、それを具体的にはどのように活用されているか。それも少し不明確になってくる。研究者から、いろいろ不満は来てあって、本当に意味があるのかとか、いろんな声がありますので、そこは議論した方がいいのではないかと思います。

郷議員 賛成です。というのは、今、審査のときに、エフォートをかなり重く見て審査している研究費もあると思います。おっしゃるとおり、まちまちで、今、書いてあるエフォートは余り意味がないので、やはり明確にすることは大事ではないかと思います。

中村委員 固有のミッションのある研究所で週40時間労働のために雇っている人は、外部の競争的資金をどれくらいのエフォートをかけてやるのかという問題がでてくると思います。これは、個人の労働時間の総量の問題に関連するので、どの程度、踏み込むのがいいのか、少しわからないところがあると思います。

本庶座長 そうしたら、エフォート管理も1つの項目に取り上げるということで、これはやはり、一応、評価のところにはいたしましょうか。それから、利益相反ということも立てていただくということにしたいと思います。ほかに何か、近々には、このIを中心にヒアリングをやることになりましたが、これにつきまして、流れといたしましてはヒアリングをして、問題点を抽出し、少し議論を重ねて、最終的に報告書に盛り込む項目を厳選し、そして、その内容を固めていくということになると思いますので、今の時点でいろんな御意見をいただいて、ここに書いてあるのはかなり問題になりそうなことを書いてあるんですけども、このことにつきましての御意見でも結構ですし、こういうことが抜けているということでも結構ですが、何か御意見いただけますでしょうか。

奥村議員 今日は初めて議論させていただいているのですけれども、この間接経費というのは大学の研究の中で大変重要な役割を果たしているということだろうと思いますが、直接・間接と分けている以上、やはり間接的な役割です。したがって、有効に使う、あるいは効率よく使うという視点がないと、あるところで間接経費がかかるのであれば、ほかのところでは、削減の努力をすとか、全体の効率性ということを常に念頭に置くべき性格のものがやはり間接と呼ばれているゆえんでもあると思います。そういう視点から見ると「使途と拡充」と書いてあるのですけれども、拡充ということ、使える対象を広げるとかそういう意味ではいいと思いますけれども、間接経費に関して、全体としてどう効率を上げるのか。両方の視点がないとバランスが取れないおそれがあるのではないかと印象を持ち

ました。

郷議員 今の御意見も、ある意味では、私、賛成なのですが、先ほど薬師寺議員がおっしゃったと思うのですが、例えば「I. 研究費の使用に関する事項」をヒアリングするときに、競争的資金の話だけをするのではなく、やはり大学なら大学の運営費交付金とか基盤的経費がそれぞれの研究者にどれくらい行っているのか。そのことを置いて、こういった競争的資金の話だけを聞くというのは大きな間違いではないかと思えます。間接経費も、そういう意味で大学、あるいは機関によって非常に違ってきます。お一人おひとりの研究者に渡る研究費の額も非常に違っていても事実でございますから、そういう問題を踏まえた上で考えなければいけないと思えます。

本庶座長 これはまたかなり大論争になる課題でありまして、いわゆる一般的な基盤経費のカバーするところと、競争的資金のカバーするところと、それぞれの役割分担ということに関して、極端な議論は、基盤経費はどんどん削減していい。研究をやって、研究資金をもらえる人が研究をやればいい。これは一番極端な議論で、もう片方は、必ず運営費交付金的な基盤経費で、最低限の研究費を保証して、そして、すそ野を広げるべきである。この中にいるんな分布があると思うので、そこまで、このワーキンググループで本格的に議論しますと、第3期基本計画をもう一遍やり直さなければいけないぐらい大変なことになる危険性がありますので、念頭に置いての議論は必要ですが、そこに踏み込んだ形での報告書というのは、このワーキンググループの位置づけとしては難しいかなと思えます。

郷委員 それは、私もおっしゃるとおりだと思いますが、やはりバックグラウンドがわかっていないと、例えばこの科研費なりの使い方、間接経費の使い方も違ってくるので、一応、お聞きする中にはそういう質問もあっていいと思えます。

本庶座長 わかりました。先ほど、奥村議員から御指摘のあった間接経費というものでありますけれども、この「使途と拡充」の拡充の意味は、現在の30%を40%とか50%にしようという拡充ではなくて、現在、当面の課題としては、間接経費が付いていない競争的研究資金がある。これが前のワーキンググループといえますか、報告書で、すべての競争的資金には付けるべしという前提でこれまでやってきておりまして、そこを拡充していくべきである。そういう考えであるということです。それから、使途ということに関しましては、御指摘のとおり、それでもってどういうことは最低やってもらわなければいけないとか、そういう内容。勿論、効率的な使用法も含めて議論していきたいと思えます。今月末から具体的なヒアリングを開始いたしますが、この会議の予定等々、事務局から追加でございますか。

事務局 次回のワーキングにつきましては、2月下旬から3月上旬ごろを目途に日程調整をさせていただいております。ヒアリングについては、日程が決まり次第、各委員の先生方に御連絡を申し上げ、可能な範囲でおいでいただければと思っております。それから、本日の議事要旨も前回と同様、各委員に御確認いただいた上でホームページにアップしたいと思っております。

本庶座長 このヒアリング等々、あるいは議論の項目等々でお気づきになったことがありましたら、遠慮なく事務局の方へメールを入れていただいて、次々に足していくことは一向に構いませんので、お願いしたいと思います。それでは、ほかに御発言がなければ、本日はこれで終わらせていただきたいと思います。